

## ○ 一時保護所について

### (1) 一時保護所とは

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由によりこどもを一時的に保護するための施設

### (2) 一時保護所の設置状況

全国に152か所設置(令和5年4月1現在)

### (3) 一時保護の趣旨

一時保護は、緊急保護やアセスメントのために実施するものであり、その期間は、生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し、方針を決める期間となる。

閉鎖的環境で保護する期間は、こどもの権利擁護の観点から、こどもの安全確保やアセスメントに要する必要最小限とする必要がある。

### (4) 一時保護の具体例

#### ① 緊急保護

ア 棄児、家出したこども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にそのこどもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりそのこどもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ こどもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

#### ② 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

#### ③ 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又はこどもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

## (5) 県内の一時保護所について（中央こども女性相談センター）

県内の一時保護所は、中央こども女性相談センター併設の1カ所のみである。

### ①設置概要

場所：中央こども女性相談センターに併設

定員：12名（男子6名・女子6名）

居室：3名定員×4部屋 ※平成30年度予備個室2室を増築

### ②職員構成（児童処遇）

職員数 23名（会計年度任用職員を含む） R5.4.1時点

- ・保育士
- ・児童自立支援専門員
- ・児童福祉職採用職員
- ・教員 等

## (6) 一時保護施設の設備・運営に関する基準（案）

一時保護は、こどもにとって不安の強い状況であり、より手厚い対応が必要となることから、令和4年6月決定の改正児童福祉法により、国が新たに「一時保護施設の設備・運営基準」を策定し、都道府県は、今後、条例で基準を定めることとされた。

### <主な内容>

- ①一時保護施設の第三者評価
- ②児童の権利擁護
- ③児童の健康状態の把握
- ④設備基準（ユニット整備、小学生以上個室等）
- ⑤職員配置基準（3：1配置、看護師、心理療法担当職員、学習指導員数）
- ⑥管理者、指導教育担当職員
- ⑦児童の教育（できるかぎり希望に応じ就学等に努める。）
- ⑧夜間の職員配置（職員2名以上）

## 一時保護の現状と推移

- ◆過去10年間で、一時保護児童数は、1.43倍(H24:161人→R4:231人)、一時保護延べ日数は、2.80倍(H24:2,422日→R4:6,770日)に増加。
- ◆一時保護所(※1)児童数は横ばい、1人あたり平均日数は2.10倍(H24:14.2日(1,417/100)→R4:29.8日(3,132/105))
- ◆一時保護委託(※2)児童数は、2.07倍(H24:61人→R4:126人)。一時保護委託割合(H24:37.9%→R4:54.5%)、平均委託日数(H24:16.5日→R4:28.9日)ともに増加。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一時保護児童数	161	196	167	185	197	169	216	186	161	179	231
一時保護延べ日数	2,422	2,551	3,323	3,943	3,213	2,829	5,573	3,921	5,673	5,483	6,770
うち保護所児童数	100	125	123	137	130	103	109	111	91	98	105
うち保護所延べ日数	1417	1812	2,252	2,748	2,064	1,692	2,824	2,585	2,978	2,837	3,132
うち委託児童数	61	71	44	48	67	66	107	75	70	81	126
うち委託延べ日数	1,005	739	1,071	1,195	1,149	1,137	2,749	1,336	2,695	2,646	3,638
一時保護委託割合	37.9%	36.2%	26.3%	25.9%	34.0%	39.1%	49.5%	40.3%	43.5%	45.3%	54.5%
平均委託日数	16.5	10.4	24.3	24.9	17.1	17.2	25.7	17.8	38.5	32.7	28.9

※1 一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、

虐待、置去り、非行などの理由によりこどもを一時的に保護するための施設

※2 虐待を受けたこどもの一時保護は、「児童相談所が一時保護所で実施する場合」と、「児童養護施設等に委託して実施する場合」がある。

# 一時保護施設の設備・運営に関する基準案について（抜粋）

## ＜児童の権利擁護等＞

- 都道府県知事は、一時保護施設職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。★
- 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、児童の年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。  
★
- 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利の制限をしてはならない。正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。施設等により児童の行動の制限をしてはならない。★
- 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持ち込みを禁止してはならない。合理的な理由がある場合に、やむを得ず持ち込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならない。★

★：条例を定めるに当たって従うべき基準

☆：条例を定めるに当たって参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

# 一時保護施設の設備・運営に関する基準案について（抜粋）

## ＜設備基準＞

- 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場（※1）、相談室、食堂（※2）、調理室、浴室及び便所を設けること。（※3）★
  - ※1 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合を含む。★
  - ※2 ユニット（入居定員がおおむね六人以下）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場  
合を除く。★
  - ※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。★
- 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。☆
- 児童の居室の一室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。☆（面積に係る部分は★）
- 少年（小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者）の居室の一室の定員は、一人となるよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。ただし、複数の児童（少年を含む。）での利用が可能な居室を設け、少年の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認める場合には、当該少年が当該居室を利用できるよう努めること。☆
- 居室、浴室及び便所を設けるに際しては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。☆
- 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。★